

**第4弾竹原市中小企業者等燃料費等高騰対策支援金**

# **申請の手引き**

## 第4弾竹原市中小企業者等燃料費等高騰対策支援金

原油価格及び物価の高騰による影響を受ける市内の中小企業者等に対し支援金を交付し、事業継続を支援します。

### 給付対象者

支援金を給付する対象者（以下「給付対象者」という。）は、今後も事業を継続していく意思があり、法人にあっては令和8年1月27日時点における直近の事業年分の確定申告を、個人事業主にあっては令和6年分の確定申告を行っており、水道光熱費及び燃料費を事業経費として計上している者で、次に掲げる者とする。ただし、支援金の給付は同一の給付対象者に対して1度に限るものとする。

- (1) 竹原市内に本店若しくは本社等があり事業所・工場・店舗・施設などを運営する法人（資本金の額若しくは出資の総額が3億円未満又は常時使用する従業員の数が300人以下である法人に限る。）又は個人事業主。ただし、かき養殖経営体並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、介護保険法（平成9年法律第123号）若しくは老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する施設及び事業所を運営する者を除く。
- (2) 次期作付け等を検討している農業者であって、次に掲げる者。
  - ア 認定農業者（今年度認定に向けて手続きを開始する者を含む。）
  - イ 認定新規就農者（今年度認定に向けて手続きを開始する者を含む。）
  - ウ 集落営農組織
  - エ 農業に係る所得が総所得の過半を占める個人
  - オ 農業に係る売上高が総売上高の過半を占める法人
- (3) 芸南漁業協同組合又はその組合員である漁業者。

### 給付対象経費

支援金の対象経費は、市内にある事業所又は店舗において、法人にあっては令和8年1月27日時点における直近の事業年分、個人事業主にあっては令和6年1月から12月までの1年間に事業用として支払った確定申告書等に記載されている経費（以下「事業用経費」という。）であって、次に掲げるものの合計額（消費税及び地方消費税相当額は除く。）とする。

- (1) 水道光熱費（水道代、電気代、ガス代等をいう。）
- (2) 燃料費（ガソリン、軽油、灯油、重油等をいう。）

ただし、次にあげるものは、補助対象外とする。

- (1) 事業用経費に該当しない経費
- (2) 家事関連費に該当する経費
- (3) 国、県又はその他の機関からの他の補助金等を充てる経費
- (4) その他市長が対象経費として認めないもの

## 支援金の額

支援金の額は、給付対象経費の1/10(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)であり、1,000円以上10万円以下の範囲内の額とする。

例1 給付対象経費が年間9,000円の場合

$$9,000円 \times 1/10 = 900円$$

1,000円未満のため対象外

例2 給付対象経費が年間50万5千円の場合

$$50万5千円 \times 1/10 = 5万5千円$$

支給額 5万円（千円未満切捨）

例3 給付対象経費が年間120万円の場合

$$120万円 \times 1/10 = 12万円$$

支給額 10万円（上限額）

## 申請方法

### 1 申請期間

令和8年3月2日（月）から令和8年5月29日（金）（消印有効）まで

### 2 申請方法

#### (1) 書類の取得

竹原市ホームページからダウンロードしてください。

竹原市役所（産業振興課）・忠海支所でも配布しています。

#### (2) 申請方法

申請書は、原則、郵送してください。

郵送される封筒には、「支援金申請書在中」とご記入ください

#### (3) 郵送先

〒725-8666 竹原市中央五丁目6-28 竹原市役所1階 相談室3

宛名：竹原市中小企業者等燃料費等高騰対策支援金事務局

(4) 問い合わせ

**Tel:0846-21-8008**

**【受付時間】 9時～16時まで**

## 提出書類

### 1 第3弾支援金の支給を受けた事業者

令和8年2月下旬に、竹原市から対象の事業者様へ、申請書を送付させていただきます。

送付した申請書の内容を御確認いただき、問題なければ押印のうえ、御返送ください。

### 2 第3弾支援金の支給を受けてない事業者

次の書類を提出してください。

## 新規申請者提出書類一覧表

申請区分	提出書類
全申請者 共通書類	(1) 第4弾竹原市中小企業者等燃料費等高騰対策支援金給付申請書 (2) 支援金算出表【水道光熱費・燃料費】(別記様式第2号) (3) 支援金の振込み先となる銀行口座の通帳の写し (4) 給付対象経費が確認できる内訳書、元帳等の写し <u>【(6)又は(8)の書類で市内にある事業所等の給付対象経費(水道光熱費・燃料費)が確認できない場合のみ】</u>
個人事業主 の場合のみ	(5) 令和6年分の確定申告書の写し(電子申請e-Taxを利用した申告の場合は電子申告した内容の写し等) (6) 令和6年分の青色申告決算書又は収支内訳書の写し
法人の場合のみ	(7) 令和8年1月27日時点における直近の直近の事業年度の確定申告書の写し(電子申請e-Taxを利用した申告の場合は電子申告した内容の写し等) (8) 決算報告書(損益計算書等の販売費及び一般管理費等の給付対象経費等の給付対象経費の額が分かるページ)の写し
次期作付け等	(9) 次期作付品目一覧

<p>を検討している 農業者</p>	
<p>芸南漁業協同 組合又はその 組合員である 漁業者</p>	<p>(10) 芸南漁業協同組合の組合員であることを書する書類</p>